

(趣旨)

第1条 この要綱は、移住定住の促進及び空家住宅又は空き建築物（名張市空家等対策の推進に関する条例（平成27年条例第27号）第2条第1号に規定する空家等に該当するものをいう。以下「空家住宅等」という。）の活用促進を目的として、市内の空家住宅等の改修工事を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、名張市補助金等の交付に関する規則（昭和44年規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業 この要綱に定める空家住宅等のリノベーション等を実施する事業をいう。
- (2) リノベーション等 市内の空家住宅等を、住宅（店舗併用住宅等を含む。）として使用する上で、移住又は定住をしようとする者のニーズに応じて多様なライフスタイルを実現するために必要な改修工事をいう。
- (3) 移住者 1年以上市外に居住している者で、この要綱の施行の日以後に市内に転入届を提出するものをいう。
- (4) 子育て世帯の市内居住者 本市に住民登録をして5年が経過するまでの者であって、賃貸物件に居住し、又はその者とその者の配偶者以外の者が所有する住宅に親族等と同居しているもののうち、空家住宅等を所有者から購入し、かつ、その養育する子（18歳に達する日までの間にある者をいう。以下同じ。）と共に当該空家住宅等に居住することとなったものをいう。
- (5) 耐震基準 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章及び第5章の4に規定する基準又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第3項第1号に基づき国土交通大臣が定める基準（平成18年国土交通省告示第185号「地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準」）をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次のアからエまでのいずれかに該当する者（その者又は空家住宅等の所有者（共有者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない場合に限る。以下「補助対象者」という。）が実施する空家住宅等のリノベーション等であること。

ア 移住者（本市に転入前の者に限る。）のうち、第5条第2項の規定による補助金交付の決定の日の翌日から、工事が完了した日から起算して30日を経過する日までの間に転入届を提出する者

イ 移住者（令和6年10月1日以降に本市に転入をした者に限る。）のうち、当該転入した日から6月以内の者

ウ 子育て世帯の市内居住者のうち、第5条第2項の規定による補助金交付の決定の日の翌日から、工事が完了した日から起算して30日を経過する日までの間に空家住宅等に転居する者

エ 移住者と売買契約又は賃貸契約を交わした空家住宅等の所有者であって、補助事業完了後10年以上、継続的に移住者のための住宅の用途に供するもの

（2） 第5条第1項の規定による申請の年度内にリノベーション等が完了するものであること。

（3） 耐震基準を満足するもの（補助事業に係るリノベーション等により耐震基準を満足する場合を含む。）であること。

2 補助事業に係るリノベーション等は、次に掲げるもの以外のものとする。

（1） 建物でない外構工事

（2） 容易に取り外しができるものを設置する工事

（3） 建設業者で調達しない設備機器等を設置する工事

（4） 他の公的補助金、利子補給又は介護保険から支給される工事

3 補助事業に係るリノベーション等は、市内に本店、支店又は営業所を有する建設業者によるものでなければならない。

（補助金の額）

第4条 補助事業に係るリノベーション等に係る1件当たりの補助金の額は、次の表の補助対象者の欄の区分に応じ、同表補助金の額の欄に掲げる額とする。

補助対象者	補助金の額
前条第1項第1号ア若しくはイのいずれかに該当する者であって子を養育していないもの又は同号エに該当する者	補助事業に要する費用の3分の1以内の額又は100万円のいずれか少ない額
前条第1項第1号ア若しくはイのいずれかに該当する者であって子を養育しているもの又は同号ウに該当する者	補助事業に要する費用の3分の1以内の額又は120万円のいずれか少ない額

2 前項に規定する補助額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の加算）

第4条の2 前条の補助金について、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号）及び県土整備部関係補助金等交付要綱（平成14年三重県告示第616号）の規定により交付される補助金の加算を本市が受けることができる場合には、市長は、同条の規定にかかわらず、同条の規定による補助金の額に当該補助金の額に4分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）又は25万円のいずれか少ない額を加算することができる。

（補助金交付申請及び決定）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、事業の実施前に、移住促進のための空家リノベーション支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に確約書（様式第2号）（第3条第1項第1号エに該当する者にあつては、確約書（様式第2号の2））、同意書（様式第2号の3）（申請者が空家住宅等の所有者でない場合又は空家住宅等が共有物である場合に限る。）その他別表1に掲げる提出書類を添付して市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合において、申請に係る書類を審査の上、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、移住促進のための空家リノベーション支援事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による補助金交付の決定の際、申請者に必要な条件を別に定めることができる。
（計画の変更等）

第6条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ移住促進のための空家リノベーション支援事業計画変更承認申請書（様式第4号）に別に定める関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

- （1） 施工箇所及び施工方法の変更
- （2） 補助申請額の変更
- （3） 工期の変更

2 市長は、前項の申請を受理した場合において、内容を審査し、適当と認めたときは、移住促進のための空家リノベーション支援事業計画変更承認通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第7条 申請者が、補助事業の中止又は廃止をしようとする場合は、移住促進のための空家リノベーション支援事業計画廃止（中止）届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（完了実績報告）

第8条 申請者は、当該補助事業が完了したときは、移住促進のための空家リノベーション支援事業完

了実績報告書（様式第7号）に別表2に掲げる提出書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による提出は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は事業の完了の日の属する会計年度の2月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

（完了検査）

第9条 市長は、前条の規定による完了実績報告書等の提出があった後、必要があると認められる場合には、当該現場に立ち入り、検査を行うことができる。

- 2 市長は、前項の検査を行った結果、工事が適切に行われなかったと認められる場合において、当該申請者に対し、不適切な部分を改善するよう命ずることができる。この場合において、当該申請者が当該命令に従わないときは、市長は、第5条第2項の規定による決定を取り消すことができる。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、第8条第2項の規定により完了実績報告を受けた場合において、完了実績報告書等の書類を審査の上、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、移住促進のための空家リノベーション支援事業費補助金交付確定通知書（様式第8号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 申請者は、前条の規定による確定通知を受けた日から起算して10日以内に移住促進のための空家リノベーション支援事業費補助金支払請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の取消し）

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第2項の規定による決定を取り消すことができる。

- （1） 補助金の交付月から起算して10年経過する前に市外へ転出したとき（第3条第1項第1号エに該当する者にあつては、同項第2号に規定するリノベーション等の完了の日の翌日から起算して10年を経過する前に移住者のための住宅の用途に供さなくなったとき）。
- （2） この要綱に定める補助金の交付要件を欠くに至ったとき。
- （3） 偽りその他の不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- （4） 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令に違反したとき。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が特に補助金を交付する者としてふさわしくないと認めたとき。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、その取消しに係る補助金について、移住促進のための空家リノベーション支援事業費補助金交付決定取消し兼返還命令書（様

式第10号)により補助金の全額を期限を定めて返還を命ずるものとする。

(書類の整理等)

第14条 申請者は、補助金の収支に関する領収書等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後10年間保管しなければならない。

(実施細則)

第15条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

別表1 (第5条関係)

提出書類	備考
リノベーション等工事見積書	補助対象部分と対象外部分を明確にしたもの
リノベーション等の内容がわかる図面(平面図、立面図、断面図等)	
耐震診断結果報告書(判定書を含む)、又は耐震補強計画書	※耐震性が不足している場合、耐震補強計画書の添付が必要
世帯全員の住民票の写し	
不動産登記事項証明書	※登記事項要約書でも可
空家住宅等であることがわかる書類	
所有者がリノベーション等を行う場合にあっては移住者との契約書の写し等	
その他、市長が必要と認める書類	

別表2 (第8条関係)

提出書類	備考
補助事業実施後の住宅又は建築物に居住していることを証明する書類(住民票の写し)	第5条第1項の規定による申請に係る書類で確認できる場合は提出を省略することができる。
工事請負契約書等の写し	工事請負契約書及び不動産売買契約書
領収書の写し	
完成写真等	補助事業実施後の住宅又は建築物に係る当該住宅又は建築物の外観、改修箇所等の補助事業実施前後の写真

様式第1号中「要綱第3条各号に規定する」を削る。

様式第10号中「第12条、第13条関係」を「第13条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
(名張市子育て世帯に対する中古住宅等リノベーション支援事業費補助金交付要綱の廃止)
- 2 名張市子育て世帯に対する中古住宅等リノベーション支援事業費補助金交付要綱（平成28年告示第78号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 改正後の名張市移住促進のための空家リノベーション支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日以後の申請により交付を決定した補助金について適用し、同日前の申請により交付を決定した補助金については、なお従前の例による。
- 4 令和7年3月31日までに、第2項の規定による廃止前の名張市子育て世帯に対する中古住宅等リノベーション支援事業費補助金交付要綱の規定によりなされた決定、交付その他の行為は、それぞれ改正後のこの要綱の相当規定によりなされたものとする。

年 月 日

名張市長 宛て

申請者
住 所
氏 名 ㊟
電話番号

※氏名を自署した場合は、押印を省略することができます。

移住促進のための空家リノベーション支援事業費補助金交付申請書

名張市移住促進のための空家リノベーション支援事業費補助金交付要綱（平成 2 7 年名張市告示第 3 5 号。以下「要綱」といいます。）第 5 条第 1 項の基準に基づき、リノベーション等を行いたいのので、下記のとおり申請します。

なお、対象建物及び対象工事を実施することを確認するために市が住民基本台帳、戸籍台帳、固定資産課税台帳、建築確認申請、暴力団員でないこと等について照合又は閲覧（暴力団員の該当性にあつては、警視庁又は道府県警への照会）を行うことに同意します。

記

住宅・建築物の概要	住宅・建築物の所在地	名張市		
	住宅・建築物の種類	専用住宅 ・ 併用住宅 ・ その他（ ）		
	建築年次	〔 年 月着工、 〔 年 月完成 不 明 不 明		
	階数		延べ床面積	m ²
工事費等	予定工期	年 月 日～ 年 月 日		
	総工事費	円		
	改修工事に要する経費	円		
	補助申請額	円 ☐ 要綱第 4 条の 2 の規定による加算を希望する場合はレ印を付けてください。		

※添付書類 別表 1 のとおり

確 約 書

私は、名張市に住民登録し、10年間居住することを確約します。

なお、名張市移住促進のための空家リノベーション支援事業費補助金交付要綱（平成27年名張市告示第35号）第12条各号のいずれかに該当するときは、責任をもって受け取った補助金を返還します。

また、その確認をするために、市が住民基本台帳、戸籍台帳及び固定資産課税台帳について照会を行うことに同意します。

年 月 日

申請者 現住所 _____

氏名 _____ 印

名張市長 宛て

確 約 書

私は、名張市移住促進のための空家リノベーション支援事業費補助金交付要綱（平成27年名張市告示第35号。以下「要綱」という。）に基づく補助金の交付を受けて工事を実施した住宅又は建築物について、当該工事の完了後10年以上、継続的に移住者用の住宅の用途に供することを確約します。

なお、当該工事の完了後10年を経過する前に当該用途に供さなくなったときその他要綱第12条各号のいずれかに該当するときは、責任をもって受け取った補助金を返還します。

また、その確認をするために、市が固定資産課税台帳について照会を行うことに同意します。

年 月 日

申請者 現住所 _____

氏名 _____ 印

私は、名張市に住民登録することを確約します。

また、その確認をするために、市が住民基本台帳、戸籍台帳及び固定資産課税台帳について照会を行うことに同意します。

年 月 日

移住者 現住所 _____

氏名 _____ 印

名張市長 宛て

年 月 日

名張市長

宛て

同 意 書

同意する人

住所

氏名

_____印

平日昼間の連絡先

()

—

※氏名を自署した場合は、押印を省略することができます。

同意事項

私が所有する下記の建築物を改修工事することについて同意します。
また、下記の者が、代表者となり、名張市移住促進のための空家リノベーション支援事業費補助金交付要綱（平成27年名張市告示第35号）に基づく申請及びそれに伴う金銭の受領等一切の権原を有することとなることに同意します。

また、私は、名張市が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員の該当性について警視庁又は道府県警へ照会することを同意します。

記

建築物の所在地

名張市_____

申請者

住 所 _____

氏 名 _____

第 号
年 月 日

様

名張市長

㊟

移住促進のための空家リノベーション支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で、申請のありました下記の住宅に関する移住促進のための空家リノベーション支援事業費補助金交付申請書を審査したところ、適当と認められるので、名張市移住促進のための空家リノベーション支援事業費補助金交付要綱（平成27年名張市告示第35号）第5条第2項の規定により通知します。

記

1 交付決定額

金 _____ 円

2 住宅または建築物の所在地

名張市 _____

3 その他

補助金交付申請書のとおり

- (1) 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等の関係書類を整理しなければならない。
- (2) 帳簿及び領収書等関係書類は、補助金の交付を受けた年度終了後10年間は保管しなければならない。

年 月 日

名張市長 宛て

申請者

住 所

氏 名

印

電話番号

※氏名を自署した場合は、押印を省略することができます。

移住促進のための空家リノベーション支援事業計画変更承認申請書

年 月 日付け名張市指令第 号により補助金交付決定の通知を受けた移住促進のための空家リノベーション支援事業の計画を下記のとおり変更したいので、名張市移住促進のための空家リノベーション支援事業費補助金交付要綱（平成27年名張市告示第35号）第6条第1項の規定により申請します。

記

1 住宅・建築物の所在地

名張市

2 住宅・建築物の種類

3 変更事項

（1）施工箇所及び施工方法の変更

（2）補助金額の変更

（3）工期

（4）その他

※添付書類

- ・ 改修工事見積書（変更箇所を示したもの）
- ・ 変更前の工事契約書の写し
- ・ その他変更内容が判断できる書類

第 年 月 日 号

様

名張市長

㊟

移住促進のための空家リノベーション支援事業計画変更承認通知書

年 月 日付けで申請のありました、下記の住宅・建築物に関する移住促進のための空家リノベーション支援事業計画変更承認申請書を審査したところ、適当と認められるので、名張市移住促進のための空家リノベーション支援事業費補助金交付要綱（平成27年名張市告示第35号）第6条第2項の規定により通知します。

記

1 住宅・建築物の所在地

名張市

2 住宅・建築物の種類

3 変更後の補助金交付決定額

金 円

4 その他

年 月 日

名張市長 宛て

申請者

住 所

氏 名 ⑥

電話番号

※氏名を自署した場合は、押印を省略することができます。

移住促進のための空家リノベーション支援事業計画廃止（中止）届

年 月 日付け名張市指令第 号により補助金交付決定の通知を受けた移住促進のための空家リノベーション支援事業の計画について、下記のとおり廃止（中止）したいので、名張市移住促進のための空家リノベーション支援事業費補助金交付要綱（平成27年名張市告示第35号）第7条の規定により、届け出ます。

記

1 住宅・建築物の所在地

名張市

2 住宅・建築物の種類

3 廃止（中止）の理由

年 月 日

名張市長 宛て

申請者

住 所

氏 名

㊞

電話番号

※氏名を自署した場合は、押印を
省略することができます。

移住促進のための空家リノベーション支援事業完了実績報告書

年 月 日付け名張市指令第 号により補助金交付決定の通知を
受けた移住促進のための空家リノベーション支援事業の計画について、下記のとおり事業
が完了したので、名張市移住促進のための空家リノベーション支援事業費補助金交付要綱
（平成27年名張市告示第35号）第8条第1項の規定により、報告します。

記

1 住宅・建築物の所在地

名張市

2 住宅・建築物の種類

3 完了の年月日

年 月 日

4 添付書類 別表2のとおり

第 年 月 日 号

様

名張市長

㊟

移住促進のための空家リノベーション支援事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付けで決定した補助金の交付について、下記のとおり確定したので、名張市移住促進のための空家リノベーション支援事業費補助金交付要綱（平成27年名張市告示第35号）第10条の規定により通知します。

記

1 住宅・建築物の所在地

名張市

2 住宅・建築物の種類

3 交付決定額

金 円

4 交付確定額

金 円

年 月 日

名張市長 宛て

申請者
住 所
氏 名
電話番号

移住促進のための空家リノベーション支援事業費補助金支払請求書

名張市移住促進のための空家リノベーション支援事業費補助金交付要綱（平成27年名張市告示第35号）第11条の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 住宅・建築物の所在地

名張市

2 住宅・建築物の種類

3 支払い請求額

金 円

4 振込先（申請者本人名義の口座に限る）

振込先金融機関名	金融機関名	銀行 農協等	本店（所） 支店（所）
	預金の種類	普通 ・ 当座 （該当を○で囲む）	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		

第 年 月 日 号

様

名張市長

㊟

移住促進のための空家リノベーション支援事業費補助金交付決定取消し兼返還命令書

年 月 日付で、あなたに交付した移住促進のための空家リノベーション支援事業費補助金交付要綱（平成27年名張市告示第35号）第12条の規定に基づき交付の決定を取り消しますの
で、同要綱第13条の規定により補助金の返還を命じます。

記

1 補助金返還額

金 _____ 円

2 補助金の交付を取り消す理由

3 返還期限

年 月 日